

Q 4 別居している子どもは仕送りを受けずにアルバイトをしながら、ミュージシャンを目指しています。収入は年130万円未満なので、私の被扶養者に認定できますか？

A 4 収入が限度額以内であっても、別居の場合は、組合員が対象者に生計費として、対象者の全収入額（対象者の収入額と組合員及びその他の人の送金による収入の合計）の3分の1以上を送金していることが必要なので、被扶養者になれません。

なお、毎年実施している被扶養者証の検認（認定確認）で「送金額」を次のとおり確認しますので、送金確認できる書類を保管しておいてください。

○ 検認時における送金確認方法

原則として振込金（兼）受取書、預金通帳の写し等の提出を求めます。

ただし、次の者を除きます。

- ア 学生（「在学証明書」が必要）
- イ 障害者施設等の入居者
- ウ 扶養手当支給有の者

○ 確認の対象者

別居の親族（子・父母・祖父母・弟妹・孫）とする。